

日本の交通ルール

【道路の通行方法】

道路の種類には「車道」「歩道」があります。

(「自転車道」が整備されているところもあります)

『自転車編』

自転車は車道の左端を通行します。

次の場合は歩道を通ることもできます。

・右の標識があるところ。

・13歳未満と70歳以上の人。

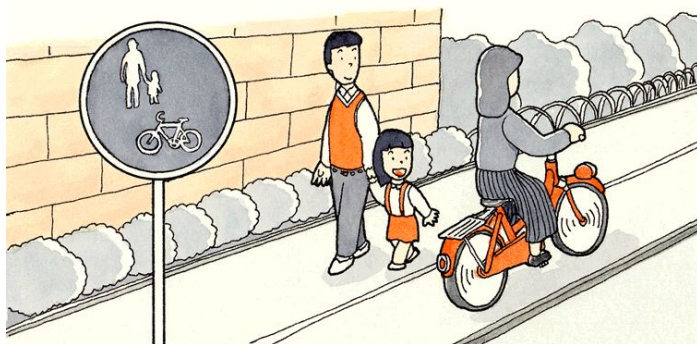
・体の不自由な人。

・歩道通行がやむを得ない場合。

(例) 工事や駐車車両で車道通行が危険

車道が狭く自動車の交通量が多い など

歩道上では「**歩行者優先**」です。(車道側を通行します)



左の標識がある場所では

必ず**停止**して左右の安全を

確認します。

『歩行者編』

歩行者は歩道を通行します。

歩道のない道路では右端を通行します。

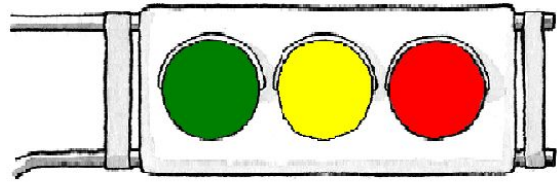


どうろ おうだんほうほう
【道路の横断方法】

しんごう いろ
信号の色について

あか と
赤・・・止まれ

き あか か
黄・・・すぐ赤に変わる



わた はじ とちゅう はし いそ わた お
 (渡り始めない、途中なら走らず急いで渡り終える)

あお わた あんぜんかくにん わた
青・・・渡ることができる(安全確認して渡る)

じてんしゃへん
『自転車編』

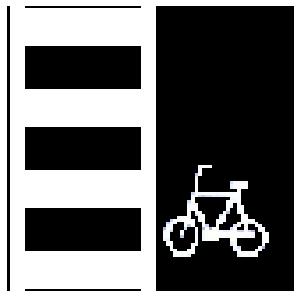
じてんしゃ けいしゃりょう じどうしゃ おな しんごう したが
 自転車は軽車 両なので自動車と同じ信号に従います。

ほ こうしゃ じてんしゃせんよう ひょうじ しんごう
 「歩行者・自転車専用」表示がある信号では、これに

したが
 従います。



おうだんほどう じてんしゃおうだんたい じてんしゃおうだんたい わた
 横断歩道と自転車横断帯があれば**自転車横断帯**を渡ります。



おうだんほどう じてんしゃおうだんたい
 (横断歩道)(自転車横断帯)



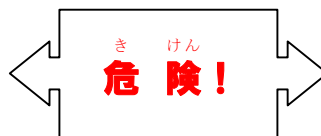
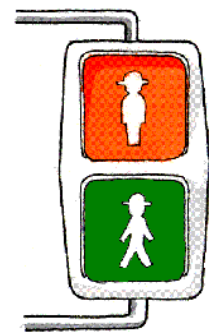
ほ こうしゃへん
『歩行者編』

どうろ おうだん しんごうき ほ こうしゃよう したが
 道路を横断するときは、信号機(歩行者用)に従い、

おうだんほどう わた しんごうき さゆう
 横断歩道を渡りましょう。信号機のないところでも、左右の

あんぜんかくにん ちか おうだんほどう わた
 安全確認をして近くの横断歩道を渡りましょう。

あおいろ てんめつ きいろ おな い み つぎ あおいろ ま わた
 青色の点滅は、黄色と同じ意味です。次の青色を待って渡りましょう。



と あ
お問い合わせ

かながわけん あんぜんぼうさいきょく こうつうあんぜんたいさくか
 神奈川県 安全防災局 交通安全対策課 Tel 045-210-3560

たげんご
 多言語URL <http://www.pref.kanagawa.jp/menu/page/04.html>